

「LEC 決起集会&本試験大予想会 澤井の予想の鉄人30の論点」から！！
第46回社労士試験【選択式】労基法 空欄Aの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14441 p.5]

<本試験・予想の鉄人30の論点 問10-B>

〔前略〕前年度の総暦日の中で、就業規則や労働協約等に定められた休日以外の不就業のうち、（ A（労働者の責めに帰すべき事由））によるとはいえないものは、不可抗力や使用者側に起因する経営、管理上の障害による休業日等のように当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが相当でなく全労働日から除かれるべきものは別として、上記出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして（ B ）ものと解するのが相当である。」とされた。

（解答 （ B ） → 全労働日に含まれる）

的中!

本試験出題はこうでした！

第46回 社労士試験 問題
【選択式】 労基法・安衛法 【空欄A】

1 〔前略〕前年度の総暦月の中で、就業規則や労働協約等に定められた休日以外の不就業のうち、労働者の責めに帰すべき事由によるとはいえないものは、不可抗力や使用者側に起因する経営、管理上の障害による休業日等のように当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが相当でなく全労働日から除かれるべきものは別として、上記出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日に と解するのが相当である。〔以下略〕

（解答 → ⑩含まれるもの）